

包括外部監査の監査結果報告書の要約

平成18年3月14日

包括外部監査人 押野正徳

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

県が設置している試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 事件(テーマ)を選定した理由

山形県の試験研究機関は、17機関を有し(平成16年度)、研究員は288名(平成16年度)に上り、人件費を除く事業費の総額は年間11億円(平成16年度)を超えている。県の試験研究機関は、これまで、それぞれの分野の研究開発、調査・検査、普及指導等を行って、県内の産業振興や県民生活に貢献してきたところであるが、試験研究機関に求められている役割は一層複雑化、高度化しており、機能強化が必要となっている。

このような時期に、包括外部監査において、試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について監査することは有意義であると判断した。

4. 監査の対象とした機関

1	環境科学研究センター	6	砂丘地農業試験場
2	工業技術センター	7	養豚試験場
3	水産試験場	8	森林研究研修センター
4	農業試験場	9	高度技術研究開発センター
5	園芸試験場	10	財団法人山形県産業技術振興機構

(注) 県の試験研究機関には、高度技術研究開発センター及び財団法人山形県産業技術振興機構は含まれていない。しかし、事前監査を実施した結果、高度技術研究開発センターは自ら試験研究は行っていないものの、試験研究施設や研究機器の貸出しを行っており、その施設や機器を利用して県の出資団体である財団法人山形県産業技術振興機構が研究開発をおこなっていた。しかも、研究開発の資金の大部分は県が拠出した基金に依存していたため、実質的に両者は県が設置している試験研究機関であると判断し、外部監査の対象とすることとした。

第2 試験研究機関の概要

1. 組織体制

平成16年度の組織体制は下記のとおりである。

試 験 研 究 機 関	所 管
1 環境科学研究センター	文化環境部 環境企画課
2 衛生研究所	健康福祉部 健康福祉企画課
3 産業創造支援センター	商工労働観光部 産業政策課
4 工業技術センター	商工労働観光部 工業振興課
5 置賜試験場	同 上
6 庄内試験場	同 上
7 水産試験場	農林水産部 生産流通課
8 内水面水産試験場	同 上
9 農業試験場	農林水産部 農業技術課
10 庄内支場	同 上
11 砂丘地農業試験場	同 上
12 園芸試験場	同 上
13 養豚試験場	同 上
14 農業研究研修センター	同 上
① 中山間地農業研究部	
② 畜産研究部	
15 森林研究研修センター	農林水産部 森林課
16 置賜総合支庁 産地研究課	置賜総合支庁 産業経済部

2. 研究者数の推移

単位 人

分野・区分		研究者数					博士号 取得者
		H12	H13	H14	H15	H16	
生活系	環境	17	17	19	23	23	0
	衛生	25	25	25	26	27	4
産業系	工業	90	90	91	90	86	5
	農業	107	105	103	100	94	5
	畜産業	28	28	28	25	24	1
	水産業	18	18	18	18	17	2
	林業	19	18	16	18	17	0
合計		304	301	300	300	288	17

(学術振興課調べ4月1日現在)

注) 上記の表には高度技術研究開発センター及び財団法人山形県産業技術振興機構は含まれていない。3. の表も同様。

3. 試験研究関連事業費の推移

単位 千円

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
管理運営費	434,254	432,861	422,576	502,398	475,634
研究開発費	336,671	342,547	291,001	227,250	185,138
調査検査費			40,311	99,843	103,798
依頼試験費	62,716	61,199	83,444	140,122	130,742
普及指導費	86,444	100,547	108,767	92,214	138,919
特殊事業費	49,705	56,211	69,660	567,567	75,960
施設整備費	189,333	99,179	81,389	81,149	74,561
事業費総計	1,159,123	1,092,544	1,097,148	1,710,543	1,184,752

(学術振興課調べ4月1日現在(当初予算ベース))

注1) 平成15年度の特種事業費は超精密加工プロジェクトの機器購入費を含んでいる。

注2) 平成13年度以前は産業創造支援センターを除いている。

第3 監査の結果及び意見(要約)

◎行政コスト

県の決算においては、施設の減価償却費が計上されておらず、人件費や県債利息等が必ずしも機関ごとに対応していないなど、各機関の管理運営にかかる毎年度のコストが的確に示されていない。そこで、今回の監査においては、機関ごとの「行政コスト計算書」を試算した。

1. 行政コスト計算及びその分析における留意点

行政コスト計算及びその分析にあたっての留意点は下記のとおりである。

- ・ 計算書の様式は総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に準拠している。ただし、次葉に掲げる計算書はその要約であり、詳細は本報告書の各試験研究機関の頁を参照下さい。
- ・ 退職給与引当金算定については、その計算に時間がかかるためその計上を省略した。
- ・ この行政コスト計算書は、あくまで参考であり、行政コスト算定には、さらなる詳細な検討と算定が必要となる。
- ・ 行政コストの計算は時間の制約上、実地監査を行った機関に限定して行っている。なお、監査を実地した財団法人山形県産業振興機構については、発生主義会計による決算が行われているため、改めて行政コストは計算していない。
- ・ 農業関係の試験研究機関については、試験研究機関とは別に普及課があり、指導相談業務等が当該組織で行われているが、それ以外の試験研究機関(工業技術センター、水産試験場、森林研究研修センター)の業務にはそれらの業務が含まれているものの、行政コストには反映していない。
- ・ 産業振興を目的としている試験研究機関においても公益的機能(環境保全など)を担っている機関もあるが、その効果は考慮されていない。
- ・ 行政コストは平成16年度のコストを計算しているが、対象とする産業の就業者数や生産額等は統計データがないため、数年前のデータとなっている。

2. 行政コスト計算書(要約)

単位 千円

行政コスト計算書 (要約)	環境科学研 究センター	工業技術 センター	水産 試験場	農業 試験場	園芸 試験場	砂丘地農 業試験場	養豚 試験場	森林研究研 修センター	高度技術研究 開発センター
I 人に係るコスト	210,552	454,304	167,088	385,301	364,157	125,252	93,273	200,412	15,429
II 物に係るコスト	230,759	217,836	60,257	191,330	77,358	41,548	49,181	80,136	375,046
III その他のコスト	12,095	140	7,527	39,371		1,374	574	540	91,309
行政コスト合計	453,406	672,280	234,872	616,002	441,515	168,174	143,028	281,088	481,784
収入	649	45,608	1,389	42,490	35,894	9,798	10,457	20,588	36,666
差引行政コスト	452,757	626,672	233,483	573,512	405,621	158,376	132,571	260,500	445,118
配賦額		445,118							△445,118
合計	452,757	1,071,790	233,483	573,512	405,621	158,376	132,571	260,500	0

単位 円

単位当たり行政コスト									
対経営体数(戸)	—	179,499	463,260	14,819	24,426	77,445	608,123	12,337	—
対就業者数(人)	—	9,090	300,107	5,766	9,504	27,785	265,142	204,313	—
対生産額(百万円)	—	440	79,443	5,194	4,492	9,484	12,871	8,322	—

(注1) 単位当たり行政コストは各試験研究機関が対象とする産業の経営体数(事業所数)、就業者数、生産額(百万円)当たりの行政コストの金額(単位:円)である。

(注2) 環境科学研究センターは、産業振興を目的としていないため、単位当たりの行政コストは計算していない。

(注3) 高度技術研究開発センターは研究施設、研究機器の貸出しを行っており、大部分は工業技術センターで利用していること及び一般貸出しでも工業系の企業への貸出しが多いため、単位当たりの行政コストを計算するに当たり、発生した行政コストはすべて工業技術センターへ配賦して計算した。

3. 行政コスト計算書を用いた分析、評価

①行政コストの構造（単位：千円）

	行政コスト 合計①	うち人にかかる コスト②	割合 ②／①
環境科学研究センター	453,406	210,552	46.4%
工業技術センター	672,280	454,304	67.6%
水産試験場	234,872	167,088	71.1%
農業試験場	616,002	385,301	62.5%
園芸試験場	441,515	364,157	82.5%
砂丘地農業試験場	168,174	125,252	74.5%
養豚試験場	143,028	93,273	65.2%
森林研究研修センター	281,088	200,412	71.3%
合 計	3,002,068	2,000,339	66.6%

②人にかかるコストの構造(単位：千円)

	人にかかる コスト 合計①	うち研究 人件費②	うち職員 人件費	研究人件費 割合 ②／①
環境科学研究センター	210,552	170,659	31,139	81.1%
工業技術センター	454,304	376,125	56,955	82.8%
水産試験場	167,088	76,495	86,650	45.8%
農業試験場	385,301	205,197	170,820	53.3%
園芸試験場	364,157	211,139	123,083	58.0%
砂丘地農業試験場	125,252	56,085	59,435	44.8%
養豚試験場	93,273	44,121	49,152	47.3%
森林研究研修センター	200,412	90,893	79,125	45.4%
合 計	2,000,339	1,230,714	656,359	61.5%

③職員数(単位:人)

	職員数	うち 研究職	うち 事務	うち研究補助 施設管理
環境科学研究センター	27	23	4	
工業技術センター	67	59	7	1
水産試験場	23	9	2	
農業試験場	63	33	8	22
園芸試験場	48	30	4	14
砂丘地農業試験場	18	8	3	7
養豚試験場	16	6	3	7
森林研究研修センター	22	12	3	2
合 計	284	180	34	53

※職員数は、本報告書における各試験研究機関の人員の欄から転記している。

なお、「事務」は「行政職」の人数、「研究補助、施設管理」は「技労職」の人数とした。

今回監査した試験研究機関の行政コストについては、次のように分析、評価することができるので、今後の検討や対応が期待される。

(1)コスト構造の分析

試験研究機関の行政コストを見ると「人にかかるコスト」の割合がもともと大きい。行政コストに占める割合は、平均で66.6%となっている。

今回算定した「人にかかるコスト」には、退職給与引当金が含まれていないことを考慮すると、「人にかかるコスト」の割合は実際にはもっと大きなものになっている。

(2)人にかかるコストの分析

「人にかかるコスト」の内容を見ると、研究職の人件費(共済費を除く)が占める割合は、全体では平均で61.5%と高くなっている。しかし、農業分野の試験研究機関では、作物栽培や施設等の管理のための職員の割合が高いため、研究職の人件費割合が平均よりも低くなっている。

(3)コスト構造改革について(意見)

「人にかかるコスト」は、職員のほとんどが正職員であるため、研究内容に関わらず硬直的なコスト構造となっている。今後、社会経済情勢の変化等により、研究対象や内容についても変わっていくことが予想されることから、これまでのように正職員を主体とした体制から、任期付職員や臨時的職員等の適切な組み合わせを検討し、将来的にコスト構造の弾力性を高めるように努力していく必要があると考えられる。

具体的には、次の点について検討すべきであろう。

①研究職について、研究内容によっては、任期を限って職員を採用することができないか。

②研究補助、施設等の管理要員について、作物栽培等による繁忙期と休閑期に応じ人数の増減を調整できるように、臨時的雇用の更なる活用も検討してはどうか。

③アウトソーシング等の検討

国や他県、民間等の研究機関との役割分担、重点化
研究補助、施設管理業務についてのアウトソーシングの検討

(4)コストの把握について(意見)

今回、試験研究機関の行政コスト計算を試みたが、県の管理する財務会計データでは、研究内容や業務プロセス単位にコスト計算ができなかったため、「成果」と「コスト」の対比ができず、試験研究機関単位でのコストの把握のみに留まった。

今後、業務プロセスごとの原価計算等の導入を図るなどして、業務プロセスごとのコストを可視化することで、運営に関する課題や問題点を把握できるようにしていくことが望ましい。

そのうえで、県内産業へもたらす「研究成果」と、それに要した「コスト」を常に把握し、研究事業の最適化を図っていくべきと考える。

◎各論

1. 研究課題の評価

(1) 評価の対象範囲(意見)

平成 16 年度実施の研究課題の評価対象は、研究開発予算で執行される試験研究業務に限定している。これは、研究機関の評価を段階的に進めているためである(本報告書 P18 参照)。

しかし、試験研究機関では試験研究業務だけでなく、調査・検査、普及指導、その他事業など多くの業務を行っており、それらの業務と試験研究業務が明確に区分できるわけではない。もちろん、それらの中には、法律上必要な業務や日々の相談業務など評価になじまない業務も多く含まれているが、一方で厳密には試験研究とは言えないまでも、評価の対象とした方が良いと思われる業務も多く見受けられた。評価の対象を狭義の試験研究業務に限定することなく、法定事務や緊急性の高い業務などもともと評価の対象になじまない業務を除いて、原則として評価対象とする方が望ましいと思料される。また、その際には、評価の対象としない業務の範囲を明確にし、各試験研究機関の裁量で評価の対象を選定することがないようにしておくことが必要と思料される。

なお、県では平成 17 年度実施の研究課題の事前評価における評価対象からは研究開発費に留まらず、すべての業務課題を評価の対象としている。

(2) 事前評価(意見)

事前評価において、次のような点が明らかになったとされている。

- ・ 県が実施する必要性が不明確な課題があった。
- ・ 目的意識が感じられない課題、目標が示されていない課題が見られた。
- ・ 長い期間、毎年毎年同じルーチンを繰り返していると思えない課題があった。

これらについては、各研究課題毎に検討の際の視点などをコメントし、調整・指導したとされ、研究計画の改善、実施の際の指導や自己管理、さらには、研究成果や研究者の能力開発につながったものと思料された。

しかしながら、このような研究計画が散見されたという事実は、それ以前の研究計画の企画立案や研究実施の際の管理等に問題があったと考えざるを得ない。

この点については、平成15年度における試験研究経費の一元的外部評価と部局横断的予算調整の実施を踏まえ、翌年には、専門的見地から指導を行うアドバイザー・ボードの実施や知的財産の戦略的な管理・活用について指導する知的財産管理審査委員会の設置がなされている(本報告書 P17 参照)。研究評価や部局横断的予算調整を含め、これら県の試験研究に係るマネジメントシステムが構築されて、その機能の発揮による指導・調整を通じて、研究計画の改善、研究者の能力向上など試験研究機関の機能強化につながってきていると思料される。

本県の試験研究機関は、研究成果を的確に技術移転・社会還元することによって、県民

や産業に貢献するという使命をもっており、県民への説明責任を果たすよう対処されたい。

(3) 事後評価の公表(意見)

事後評価の評価結果は、各評価委員は5段階評価を行っているものの、公表時には評価委員のコメントだけを公表している。評価結果を積極的に公表し、評価の高い研究課題や研究員に対しては事業予算を重点的に配分するなどを行ってはどうかと思料される。

2. 資産管理

(1) 備品番号について(指摘事項)

備品カードは1物品につき1枚であるが、一覧性がなく、連番管理が行われていない。また、備品標示票と備品番号によるつながりが保たれていない。

備品番号については、各備品毎に連番で番号を付し、備品カードと現物が対応するようにする必要がある。

(2) 備品の現物照合について(指摘事項)

山形県財務規則166条によれば、「年1回以上現品と帳簿を照合すること。」になっている。しかし、多くの試験研究機関では、備品すべてについては現品照合を行っていない。また、購入額2万円以上をすべて備品として管理することは困難な状況にあり、金額基準の再検討が望ましい。

さらに、環境科学研究センターでは現品照合を行っているとのことであるが、その証跡が残されていない。現品照合の証跡を残しておくようにすることが望ましい。

(3) 備品標示票について(指摘事項)

各機関とも、備品標示票の貼り付けのないもの、記載内容が消えているものが散見された。備品標示票の貼り付け及び記載内容の書き直しを行なう必要がある。

(4) 公有財産の取得価額について(意見)

公有財産台帳の価格欄に記載がないものが散見される。

台帳への記載方法を統一し、取得価額が不明の物件に関する評価方法をどのようにするかを決定することが望ましい。

(5) 建物共済及び自動車保険の加入について(意見)

建物等の不動産について、火災保険・地震保険への加入を行っていない。県の方針として、建物共済に加入する物件は、公共用施設(学校施設、公園施設、宿泊施設)、福祉施設、普通財産(貸付財産)に原則として限定しているためである。また、公用車については自賠責保険のみの加入としている。

県の施策上必要な施設についてはその保全を図ることが必要であり、また、最低限必要な公用車の任意保険については、万が一、事故が発生した場合を考えると、コストとリスクを勘案の上、保険加入が望ましいと思料される。

(6) 長期修繕計画について (意見)

大部分の試験研究機関で施設の長期修繕計画が作成されていない。

長期的な修繕計画を作成し、計画的、定期的な修繕を実施して、県にとって必要な施設は可能な限り長期的な使用に耐えられるように努められたい。

(7) 利用頻度の少ない資産について (指摘事項・意見)

各機関で、利用頻度の少ない、あるいはまったくない資産が下記の表のように散見された。これらのうち、将来的に利用見込みのない資産については、廃棄処理を進める必要がある。

機 関 名	件 数	機 関 名	件 数
環境科学研究センター	6 件	園芸試験場	7 件
工業技術センター	2 4 件	森林研究研修センター	6 件
水産試験場	1 件	財団法人山形県産業技術振興機構	7 件
農業試験場	5 件		

(注) 高度技術研究開発センターについては、貸出資産のため、収入事務の項で記載している。

3. 収入事務

(1) 未登録農薬を使用した作物の管理について (指摘事項)

農業試験場においては、未登録農薬を使用した収穫物や作物残渣は、内部規定に従って適切に処理されているが、未登録農薬を使用した収穫物が、何時、誰が処理したかは、作業日報に、各実施者が記載しているだけであり、また、砂丘地農業試験場においては、農薬登録を目的に試験(受託試験)を行っている農薬(未登録農薬)を使用した収穫物や作物残渣は、必要に応じてほ場より搬出し、堆肥舎において堆肥化して処理することとなっているが、未登録農薬による収穫物が、何時、誰が堆肥舎において堆肥処理されたかは作業日報にて、各実施者によって記載されているのみで、両試験場とも試験場内での報告、決裁体制が確立していない。

各試験場における未登録農薬により栽培されたものは、試験責任者が廃棄・堆肥処理に立会う等、確実に処理するシステムを確立することが必要である。

(2) 豚の貸付料の算定について (指摘事項)

養豚試験場において、豚の貸付については無償で行われているが、発生したコストは受益者に負担してもらうのが原則であり、公益上無償とする必要がある場合には、その根

拠を明らかにして所定の決裁を受ける必要がある。

(3) 高度技術研究開発センターの利用率の低い貸出施設及び機器について

第一研修室は、30～40%程度の利用率があるものの、第二研修室は20%程度で、特別会議室、多目的ホールの利用は10%程度に留まっている。利用法人や利用者のニーズを分析し、県民・県の法人がより利用するのに、適した施設運営に改善されたい。(意見)

現在まったく利用されていない研究機器が4件(明細は本報告書 P120)あった。研究機器の利用については今後の入居者がどのような研究を行うかによって、異なってくるが、早急に新しい入居者を募集し、利用見込みのない機器については、廃棄又は売却等を検討する必要がある。(意見)

機器取得から平成16年度までの10年ないし11年間で利用時間が1,000時間未満の機器が5件(明細は本報告書P121)あり、そのうち、平成5年度に取得した発光パターン計測装置は購入後5年間で1時間の利用しかなかった。当時の入居プロジェクトの要望に基づき購入したようであるが、当時の具体的な利用計画が見当たらず、当該プロジェクトが撤退した(平成11年3月)現在では事情は把握できなかった。このようなことが生じないように機器の購入に際しては、利用計画を十分検討するとともに、今後は責任の所在を明確にして購入されたい。(指摘事項)

収入金額よりも多い保守費用がかかっている機器が8件(明細は本報告書P122)あった。利用頻度と利用の内容を検討したうえで、将来的に使用が見込めなく、研究期間が終了する等、保有する意義が薄いものは、廃棄・利用者への売却や他の機関への転用等を検討されたい。(指摘事項)

4. 人件費及び支出事務

(1) 特殊勤務手当(意見)

特殊勤務手当については、本年度より廃止された手当があるなど見直しが行われているが、金額が少額であるにも関わらず煩雑な支給手続きを要するものや、支給要件の確認を本人の申告のみで行っているものもあるので、今後とも制度としての必要性も含めて手当のあり方を検討されたい。

(2) 給与の現金支給(意見)

水産試験場で給与の現金支給が数件見られる。現金支給は現金の移動保管等のリスクがあり、また、振込により事務効率が上がるものと考えられるので、現金支給職員に協力を得て、振込による給与支給に変えていくことが必要と思料される。

5. 契約事務

(1) 主な委託業務の委託先について(意見)

清掃業務や設備運転管理業務などで指名競争入札が行われているものの、同一の業者が少なくとも3年間連続して落札しているケースが多かった。また、これらの参加業者もほとんど替わっておらず、落札率(契約額÷予定価格)が80%~98%と入札の効果があまり表れていない状況である。参加業者の入れ替えや長期継続契約を検討し、一層のコスト削減に努められたい。

(2) 随意契約を見直すべきもの(指摘事項)

森林研究研修センターでは、林木育種園業務の委託を平成13年度から1者随契で行っている。随意契約の根拠は契約の相手が1者のみである(施行令167の2-1-(2))としているが、契約内容を検討したところ、場内警備や施設管理の部分も含まれており、契約内容を細分化して契約するなどコスト削減に努められたい。

6. 生物ラジカル研究所について(財団法人山形県産業振興機構)(意見)

昭和63年設立された「山形県ライフサポートテクノロジー研究開発機構」の先導的プロジェクトに位置づけられていた「生物ラジカル研究開発プロジェクト」は、生物ラジカルの計測・応用に関する研究が進められ、独創的な研究成果が得られていた。平成5年、当制度の終了に当り本研究成果を引継ぎ、更に研究を推進すべく、生物ラジカル研究所が開設された。

当初の研究期間は平成5年4月から7年間(第Ⅰ期)とされたが、第Ⅰ期終了後平成12年4月から5年間研究が継続され(第Ⅱ期)、平成16年度当研究所は閉所された。

開設(平成5年度)から終了(平成16年度)までの収支累計額は、以下のとおりである。

項目		金額(単位 千円)		
		第Ⅰ期	第Ⅱ期	合計
支出合計		1,921,661	1,065,012	2,986,673
収入合計		537,245	250,535	787,780
繰越金				31,012
差引県民負担額		1,384,416	814,477	2,167,881
内 訳	基金運用益	651,283	288,257	939,540
	基金取崩	80,000	738,910	818,910
	県補助金	471,455	0	471,455

(注) 第Ⅰ期、第Ⅱ期の県民負担額と(基金運用益、基金取崩、県補助金)の差額は繰越金及び借入金である。

当初の本研究所の財源は、産学官共同研究として、半分を企業の負担金で残りの半分をライフサポートテクノロジー基金の運用益で賄う計画であったが、第Ⅰ期の企業参加者数及び企業負担金は19社487百万円で、第Ⅱ期は当時の経済情勢から13社85百万円と激減

し、次第に実質参加企業数が減ってしまったこと、そして、低金利による同基金の運用益が大幅に減少したため、同基金を819百万円取り崩さざるをえなかった。

また、第Ⅱ期では特に地域企業における事業化の促進が目的とされたが、現在のところ当研究所の研究成果により、地域企業等への技術移転は多く見られるものの、直接そのまま商品開発に繋がったものは少ない。また、特許権等で収入が得られているものは現在のところ少ない。

当財団では平成16年8月に第三者評価を行っており、評価委員が厳正な講評を行っている(詳細は P140)。

生物ラジカル研究所のような研究開発は、もともと実用化に結びつくかどうかリスクの高い研究開発であり、このような研究開発を行う場合、財政的には基金の運用益や企業の共同研究負担金などを利用して、県民の財産である基金が減少しない方法で行うのが望ましい。生物ラジカル研究の第Ⅱ期は、バブル経済崩壊後参加企業の経済環境が著しく厳しくなってしまったこと、また、歴史的な低金利が続いた時期でもあるが、このような時期にあっては、基金の取崩をする前に、事前評価や中間評価により研究規模の縮小や研究内容の集中化を図るなど、研究開発の効率化を検討する必要があったのではないかと思料される。

7. 有機エレクトロニクス研究所(財団法人山形県産業振興機構)(意見)

当研究所は、「山形有機エレクトロニクスバレー構想」の中核的な機関として、平成15年11月に開所し、平成16年度から研究体制の整備を図るとともに、本格的な研究活動に着手し、研究開発の推進を図っている。なお、当該研究は7年間で終了する予定である。

当研究所によって、ライフサポートテクノロジー振興基金は27億円取崩される予定である。当該事業は県の財政が厳しい中、計画どおり研究が行われると7年間で43億円の県民負担が発生する計算(詳細は本報告書 P141)となり、当該研究によって、県民にとってそれだけの価値ある研究成果が得られるように費用対効果に十分留意されたい。

以 上